

広島県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

令和七年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

呉市阿賀南九丁目一一九六六の一、一一九七〇の一、阿賀町字姥ヶ迫一二〇八九の一、一二〇八九の四、一二〇九一、一二〇九二、二四〇九八の二、字二井迫一二〇八九の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿賀南九丁目一一九六六の一・一一九七〇の一・阿賀町字姥ヶ迫一二〇八九の一・一二〇八九の四・一二〇九一・一二〇九二・二四〇九八の二・字二井迫一二〇八九の三（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）